

※ 1-1-(3) 「環境教育」の定義（環境教育等促進法の定義と同じ。）  
「持続可能な社会の構築を目指して、家庭・学校・職場・その他のあらゆる場において環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習」をいう。  
※ 環境教育等促進法（平成15年法律第130号。この図で「法」という。）

# 新宮城県環境教育基本方針(案)概要版

### 1-1-(1) 環境教育の必要性

地球温暖化、廃棄物増加、自然環境の悪化などの環境問題に直面

環境問題の解決は、日常生活での意識変革や行動の実践が必要

生物多様性の観点を通じいのちを大切にすることを社会全体ではぐくむ必要

県民自らが「持続可能な社会づくり」に向けた活動を自発的に進められるよう、人材育成、活動基盤整備、環境教育普及・啓発に積極的に取り組む必要

### 1-1-(2) 方針改定の趣旨・背景

H18.3改定の環境教育基本方針

- ・21世紀環境立国戦略(H19)
- ・法改正(環境教育等促進法)(H23)
- ・東日本大震災の発生(H23.3)
- ・環境基本計画の改定(H28.3)

震災からの復興・復興による社会経済情勢の変化や法改正等を踏まえ、環境教育を効果的に推進

### 1-2 方針の位置づけ・性格

法に基づく環境教育推進の行動計画としての位置づけ

環境基本条例18条に規定する「環境教育等の振興等」

環境基本計画の基盤となる施策としての個別計画

### 2-4 計画期間

計画期間 ⇒ 10年

※ 法第8条第1項に基づく行動計画としての計画期間

### 6 推進体制

- 1 行動計画の進捗状況と取組推進のための組織体制の整備
- 2 国、市町村等との連携・協働
- 3 行動計画についての評価・見直し

### 2-1 将来像

**「持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会」**

(= 環境基本計画の将来像)

⇒ あらゆる主体が日常生活や事業活動により生じる環境負荷を抑制することが持続可能な社会実現のために不可欠であることを理解し、環境配慮に自ら取り組み、行動する地域社会の形成を目指す。

### 3 現状と課題

- 1 人材育成・活用にかかる現状と課題
  - 学校の教職員等に対する環境教育研修がない
  - 学校のニーズに応えられる外部講師が確保されていない
  - 環境関連団体が相互に交流する機会が確保されていない
  - 中核人材のためのコーディネート技能等の習得機会が不十分
- 2 環境教育施設等に関する現状と課題
  - 環境情報センターの認知度が低い
  - 県内の体験型施設間での環境教育の視点での結びつきが弱い
- 3 各主体・場の取組における現状と課題
  - 様々な場・主体間の情報共有・相互連携が行われていない(県民)
  - 環境問題への関心が具体的な行動につながっていない
  - 経済的メリットのない取組は積極的に実践されにくい(地域)
  - 県民が環境保全活動に参加しやすい仕組みが十分ではない(学校)
  - 子どもたちの発達段階に応じた環境教育が十分ではない
  - 民間団体・事業者との協力体制が整っていない
  - 総合的な学習の時間での効果的な環境教育の実施が不足(民間団体)
  - 弱い運営基盤、高齢化、弱い情報発信など継続運営に課題(事業者)
  - 環境配慮経営、EMS導入や従業員の環境教育が十分でない(県・市町村)
  - 各主体の取組に対する支援が十分ではない

### 4 環境教育推進の基本的な方向性

↓「人づくり」「場づくり」「仕組づくり」「連携基盤づくり」の観点での施策推進により県民の環境保全活動を支援

- ① 人材の育成・活用
  - 学校教育の場における研修制度等の充実等
  - 社会教育の場における研修機会の提供
  - 知識や意欲に満ちた指導者の発掘・養成
  - 環境行政職員の研修の充実
  - 各分野の人材の情報交換・研修機会の提供
- ② 環境教育施設等の充実
  - 「宮城県環境情報センター」の充実
  - 環境保全に関連する施設の活用・充実
- ③ 各主体・場の取組の推進
  - 家庭に対する普及啓発、学習機会の提供
  - 地域に対する普及啓発、活動支援
  - 学校における推進方策
    - ・発達段階に応じた指導内容充実
    - ・横断的な学習活動の展開、教材作成の検討
    - ・地域社会と連携した体験型学習の実施
  - 民間団体に対する活動支援
  - 事業者に対する環境EMS導入等の促進
  - 県や市町村の役割
    - ・必要な情報や研修機会の提供
    - ・環境保全活動実践を促すための条件整備
    - ・県庁内組織間の連携・協働等

### 5 推進施策

- 1 中核人材の発掘と育成
  - ・環境教育を実践する教職員を対象とする研修会の開催
  - ・民間団体の情報把握・中核人材の発掘
  - ・ファシリテート能力やコーディネート能力開発のための研修の充実
- 2 人材を活用した環境教育の推進
  - ・多様なニーズに対応した学校向け出前講座の制度充実
  - ・環境活動団体の周知及び人材活用のための仕組整備
  - ・民間団体の環境教育プログラム情報の収集・提供体制整備
- 3 中核的機能の強化
  - ・「環境情報センター」の環境学習支援体制・機能の充実、広報活動強化
  - ・環境学習教室等の充実や環境教育資機材の導入
  - ・民間団体への活動スペースの提供等
  - ・効果的な環境教育推進のための相談対応、調整機能の充実
- 4 知事部局と教育委員会部局の連携による充実
  - ・学校等の環境教育ニーズが把握可能な体制の整備
  - ・県庁内組織が連携した各ライフステージでの環境教育プログラム・資機材に関する検討
- 5 民間団体等交流機会の確保
  - ・民間団体等の相互交流機会の確保、各主体の協働取組促進
- 6 情報の一元化・情報発信の強化
  - ・「みやぎ環境ウェブ」や情報冊子等による情報発信の強化
  - ・県庁組織内部や市町村との連携による情報発信の強化
  - ・体験型学習施設の情報に関する広報
- 7 活動促進の仕組み・制度の充実
  - ・「みやぎe行動宣言」による環境配慮行動の促進
  - ・再エネ・省エネ等環境配慮機器の導入支援
  - ・民間団体等の実践取組への支援
  - ・表彰制度の拡充、情報発信強化
- 8 普及啓発事業の実施
  - ・各主体と連携・協働した各種普及イベント、研修会等の開催
  - ・自然体験活動の場の法に基づく認定、周知
- 9 多様な課題への対応
  - (1) 学校等におけるESD等の取組推進
  - (2) 再エネの活用・省エネによる地球温暖化対策の推進
  - (3) 廃棄物等の3R推進
  - (4) 自然環境及び生物多様性の保全
  - (5) 環境リスクに関する情報提供
- 10 財政基盤の整備
  - ・地域環境保全基金やみやぎ環境税の活用

### 2-2 環境教育の基本理念

- 1 環境問題を自らの問題としてとらえ、人間と環境とのかかわりを学ぶこと
- 2 環境がもたらす恵みといのちを大切に思う心をはぐくむこと
- 3 自発的な環境活動を通じ、地域環境、ひいては地球環境をより良いものにしていくこと
- 4 多様な主体の連携・協働の下、環境のもたらす恵みを将来世代へ引き継いでいくこと

### 2-3 国の方針で掲げる人間像等

- 1 環境保全のために求められる人間像
 

⇒ 自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出せる人間、知識を得て理解した内容を他者へ伝えられる人間 など
- 2 環境教育がはぐくむべき能力
 

⇒ 未来を創る能力、環境保全のための力 など
- 3 環境教育に求められる要素
 

⇒ 実体験を通じた様々な経験をする機会を設ける、対話により「気づき」を引き出す など

- 4 自発的な環境保全活動の実践に向けた現状と課題
  - 具体的な行動のきっかけづくりが十分ではない
  - NPO等の広報力が弱いため、県民に情報が届いていない
- 5 環境教育の多様な課題への対応
  - ESDなど国際的な要請を受けた課題
  - 地球温暖化、エネルギー、3R、生物多様性等の課題
  - 環境教育を実践しようとする学校への後押しが不足
- 6 環境教育プログラムの整備と体系化
  - 各ライフステージに合わせた環境教育が十分ではない
  - 効果的な環境教育プログラムが整備されていない
- 7 東日本大震災後の環境意識とその取組の変化
  - 大震災に伴う環境への意識・関心・行動変化への対応

- ④ 民間団体等との協働促進
- ⑤ 関心から行動へと「つなぐ」ための取組推進
  - ・行動規範の確立
  - ・県民の想いを「きっかけ」につなぐ
  - ・環境保全の有益性を周知する等
- ⑥ 国際的視野での取組促進や多様な課題への対応
- ⑦ 環境教育プログラム整備・体系化の推進

- 10 財政基盤の整備
  - ・地域環境保全基金やみやぎ環境税の活用